

新（平成29年10月20日農林水産省告示第1592号）	旧						
<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機械器具</p> <p>ア 表1の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。）を備えていること。</p> <p><u>表1 集成材の製造に必要な機械器具</u></p> <p>(表略)</p> <p>イ <u>保存処理を施しその旨を表示したものを製造する場合にあっては、表1及び表2の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。以下この号において同じ。）を備えていること。ただし、保存処理を施すことのみを行う場合にあっては、表2の左欄に掲げる機械器具に限る。</u></p> <p><u>表2 保存処理を施す場合に必要な機械器具</u></p> <table border="1" data-bbox="114 794 1093 1058"> <thead> <tr> <th>機 械 器 具</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インサイジング機（インサイジングをする場合に限る。）</td> <td>適切な薬剤の浸潤度を確保できるようにインサイジングできるものであること。</td> </tr> <tr> <td>保存処理装置</td> <td>加圧処理のできるものであって、処理むらの少ないものであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 品質管理施設</p> <p>次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合にあっては、(1)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 化粧ばり構造用集成柱を製造する場合にあっては、次に掲げる機械器具。ただし、(イ)に掲げる機械器具にあっては、減圧加圧剝離試験を行う場合に限る。</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>ウ 構造用集成材を製造する場合にあっては、次に掲げる機械器具。ただし、(オ)に掲げる機械器具にあっては減圧加圧剝離試験を行う場合、(カ)に掲げる機械器具にあっては引張り試験を行う場</p>	機 械 器 具	条 件	インサイジング機（インサイジングをする場合に限る。）	適切な薬剤の浸潤度を確保できるようにインサイジングできるものであること。	保存処理装置	加圧処理のできるものであって、処理むらの少ないものであること。	<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機械器具</p> <p>次の表の左欄に掲げる機械器具（安定した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものに限る。）を備えていること。</p> <p>[新設]</p> <p>(表略)</p> <p>[新設]</p> <p>2 (略)</p> <p>3 品質管理施設</p> <p>次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合にあっては、(1)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 化粧ばり構造用集成柱を製造する場合にあっては、次に掲げる機械器具。ただし、(イ)に掲げる機械器具にあっては、減圧加圧はく離試験を行う場合に限る。</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>ウ 構造用集成材を製造する場合にあっては、次に掲げる機械器具。ただし、(オ)に掲げる機械器具にあっては減圧加圧はく離試験を行う場合、(カ)に掲げる機械器具にあっては引張り試験を行う場</p>
機 械 器 具	条 件						
インサイジング機（インサイジングをする場合に限る。）	適切な薬剤の浸潤度を確保できるようにインサイジングできるものであること。						
保存処理装置	加圧処理のできるものであって、処理むらの少ないものであること。						

場合、(キ)に掲げる機械器具にあっては等級区分機によってラミナの曲げヤング係数を測定する場合に限る。

(7)～(キ) (略)

(3) (略)

(4) 保存処理を施しその旨を表示する場合にあっては、(1)及び(2)に規定するもののほか、次のアからウまでに掲げる機械器具並びにエ及びオの場合ごとに掲げる機械器具。

ア 含水率測定用具

イ 重量測定機

ウ 濃度測定用具

エ 第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤により保存処理を施す場合であって、第三者機関による検定証明を定期的に取得しないとき

(7) 天びん（感量が0.01g以下のもの）

(イ) 分光光度計

(ウ) 恒温乾燥器

(エ) ガラス器具

(オ) 雑器具

オ アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤により保存処理を施す場合であって、第三者機関の検定証明を定期的に取得しないとき（ウに掲げる機械器具にあってはガスクロマトグラフにより分析を行う場合に限る。）

(7) 天びん（感量が1mg以下のもの）

(イ) 高速液体クロマトグラフ

(ウ) ガスクロマトグラフ

(エ) 恒温乾燥器

(オ) ガラス器具

(カ) 雑器具

4 格付のための施設

(1) (略)

(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

ア (略)

イ 化粧品容器構造用集成柱を製造する場合にあっては、アに規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、(イ)に掲げる機械器具にあっては、減圧加圧剝離試験を行わない場合を除く。

(7)～(イ) (略)

ウ・エ (略)

オ 保存処理を施しその旨を表示する場合にあっては、ウに規定するもののほか、次の(7)から(イ)までに掲げる機械器具並びに(イ)及び(オ)の場合ごとに掲げる機械器具を備えていること。

(7) 恒温乾燥器

(イ) ガラス器具

(ウ) 雑器具

(エ) 第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤により保存処理を施す場合

合、(キ)に掲げる機械器具にあっては等級区分機によってラミナの曲げヤング係数を測定する場合に限る。

(7)～(キ) (略)

(3) (略)

[新設]

4 格付のための施設

(1) (略)

(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

ア (略)

イ 化粧品容器構造用集成柱を製造する場合にあっては、アに規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、(イ)に掲げる機械器具にあっては、減圧加圧はく離試験を行わない場合を除く。

(7)～(イ) (略)

ウ・エ (略)

[新設]

a 天びん（感量が0.01g以下のもの）

b 分光光度計

(オ) アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤により保存処理を施す場合（cに掲げる機械器具にあってはガスクロマトグラフにより分析を行う場合に限る。）

a 天びん（感量が1mg以下のもの）

b 高速液体クロマトグラフ

c ガスクロマトグラフ

二 （略）

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者

品質管理担当者として、集材材（構造用集材材を製造する場合にあっては、構造用集材材、保存処理を施した構造用集材材を製造する場合にあっては、保存処理を施した構造用集材材に限る。以下同じ。）の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者が2人以上置かれていること。

2・3 （略）

四 （略）

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付検査担当者

格付検査担当者として、次のいずれかに該当する者であって、認定機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校で林業、林産若しくは工業に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校で林業、林産若しくは工業に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

(3)～(5) （略）

2・3 （略）

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一・二 （略）

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者

品質管理担当者として、集材材の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者が工場等に2人以上置かれていること。この場合において、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

2・3 （略）

四・五 （略）

二 （略）

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者

品質管理担当者として、集材材（構造用集材材を製造する場合にあっては、構造用集材材に限る。以下同じ。）の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者が2人以上置かれていること。

2・3 （略）

四 （略）

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付検査担当者

格付検査担当者として、次のいずれかに該当する者であって、認定機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校で林業、林産若しくは工業に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校で林業、林産若しくは工業に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、木材又は木材加工品の検査又は試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

(3)～(5) （略）

2・3 （略）

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一・二 （略）

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者

品質管理担当者として、集材材（構造用集材材を製造する場合にあっては、構造用集材材に限る。以下同じ。）の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者が工場等に2人以上置かれていること。この場合において、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

2・3 （略）

四・五 （略）